

- 議長（河野） 3番、小田郁生君。
- 3番（小田） 議長。
- 議長（河野） 小田君。
- 3番（小田） 3番。小田郁生。
- 議長（河野） はい、小田君。
- 3番（小田） 通告に従い、一般質問させていただきます。

「町の税収である土地・建物など不動産に係る固定資産税収について」ということで、近年、全国で所有者不明の土地建物が増えていることを受け、令和6年4月1日より、これまでは権利であった相続登記が義務になり、義務を怠れば過料が科せられるようになります。

また、相続土地国庫帰属制度がスタートしていますが、利用するのに一定の条件をクリアし、なおかつ、一筆20万円プラスアルファの費用が必要となります。

また、今国会で、「空家等対策特別措置法」の施行により、特定空家に指定された空家は、固定資産税の軽減措置対象から除外されることになり、固定資産税の大幅な増税になる改正法が可決されました。土地、建物の所有者不明の解消を目的としてではありますが、税収確保のために、法の施行、改正が行われたように推測されます。

そこで、まず固定資産税税収で5年以上長期滞納されている土地・建物、それぞれの件数及び滞納額はいくらかでしょうか。また、そのうち所有者不明、徴収不可能な件数及び額はいくらかでしょうか。

2、長期滞納について、所有者不明、徴収不可能も含め、どのように対応、対処しているのか。また、今後どう対処していくのか教えていただきたいと思います。

- 議長（河野） 谷岡副町長。
- 副町長（谷岡） 議長。
- 議長（河野） 副町長。
- 副町長（谷岡） 小田郁生議員のご質問の「町の税収である土地・建物など不動産にかかる固定資産税収について」お答えをいたします。

まず、1点目の「固定資産税収で、5年以上長期滞納されている土地・建物それぞれの件数及び滞納額」また、「徴収不可能な件数及び額」につきましては、令和3年度の滞納繰越額1,254件、4,420万8,771円で、5年以上の長期滞納となっている、土地・建物それぞれの件数及び滞納額につきましては、総数、総額となりますが、件数436件、滞納額1,192万2,545円となっております。

また、死亡や居所不明、破産や相続放棄などにより徴収権の消滅時効をむかえ、滞納分の徴収金が徴収できなくなった徴収不可能な件数及び額につきましては、令和3年度決算額として、103件、452万8,750円となっております。

次に、2点目の「長期滞納について徴収不可能も含め、どのように対処しているのか」の質問につきましては、まず納期限までに納付がない場合は督促状や催告書で自主納付を促しますが、それでも納付がない場合は、勤務先への給与照会や預貯金・不

動産の保有状況の調査、徹底した財産調査を行い、財産があるにもかかわらず滞納している場合には、財産を差し押さえ、給与や預貯金などの取立てなどを行い差押財産を金銭に換え税金へ充当しております。

令和3年度実績といたしまして、給与、生命保険及び売掛金等の差押え件数は40件、税金充当となったものは、約588万円となっております。

今後は、納付をいただいている納税者にご理解をいただけるよう、また、税の公平性の観点からも、より迅速かつ積極的に徴収対策に努め、困難事例につきましては、香川県滞納整理推進機構のご指導を賜りながら、次年度分以降の滞納額の減少に向けて努力をしてみたいと考えております。

以上、小田議員のご質問に対するの答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（小田）ありません。

○議長（河野）はい。以上で小田君の一般質問を終わります。